

令和5年度 第2回 村上市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日時：令和6年3月28日（木）14時15分～15時40分

会場：村上市役所 4階 大会議室

出席者：委員名簿のとおり ※欠席なし

1 開会 【会長】

2 議題 【事務局より説明】

（1）地域包括支援センターの活動の様子と次年度の予定

令和6年度 村上市地域包括支援センター月別事業計画（資料1）

- ①介護予防・日常生活支援総合事業について（資料1-1）
- ②高齢者虐待防止事業について（資料1-2）
- ③成年後見制度事業について（資料1-3）
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業について（資料1-4）
- ⑤生活支援体制整備事業について（資料1-5）
- ⑥在宅医療・介護連携推進事業について（資料1-6）
- ⑦認知症総合支援事業について（資料1-7）
- ⑧各支所の活動の様子
 - ・荒川支所：介護者のつどい、認知症サポーター養成講座の開催
 - ・神林支所：かみはやし互近所ささえ～る隊の活動
 - ・山北支所：認知症カフェの再開
 - ・朝日支所：買い物支援の取り組み

●質疑応答・意見交換

【委員】 ②に関して、令和6年度から開始する緊急一時保護事業において、保護の場所は具体的にはどこを想定しているか。

【事務局】 虐待による保護であることから公言はできないため、ご承知おき願いたい。

【委員】 虐待でないと判断したケースとはどういったものか。

【事務局】 虐待判断には毎回苦慮している。高齢者は痣ができやすいため、本人・家族双方に状況確認する必要がある。通報毎に聴取に行き、その内容、痣等の場所や形状、家族環境等を考慮し検討している。また、認知症により本人からの状況確認ができない場合は特に判断が難しく、そういったケースでは、虐待に繋がる要因がないか家族状況を注意深く観察しながら継続的な対応を行っている。

【委員】 ③資料中、後見制度利用者数内訳の「専門職以外」の詳細を教えてください。

【事務局】 専門職後見人は、弁護士、司法書士、社会福祉士。専門職以外には、親族や行政書士が入る。その他、社会福祉法人で行う法人後見があるが、これがどちらに集計されているかは、後程回答する。※家庭裁判所での統計のため

【委員】 ①のうち「みんなで笑おう元気アップ教室」に関して、各町内・集落においてスポーツクラブの体操指導者派遣の支援が受けられる期間は決まっているか。

【事務局】 期限は設けていない。

【委員】 高齢者虐待において、話し合いで解決するケースはあるか。

また、相談を受けた場合、包括支援センターへ相談しても構わないか。

【事務局】 統計中、警察からの通報件数は最多であるが、包括支援センターが関わった時点で逮捕となっているケースは増加、話し合いでの解決ケースは減少傾向である。また、包括支援センターの介入や介護サービスの追加等条件を付して交渉を行うケース、虐待防止法に基づき強制的に引き離すケースも増加している。

包括支援センターへの相談は、気づいた時点でしていただきたい。

【委 員】 他市町村の居宅介護支援事業所に介護予防支援または介護予防マネジメントを委託するとはどういうことか。

【事務局】 村上市から住所を移さず市外に居住している人の場合、居住地の居宅介護支援事業所との契約をする必要があり、市外の居宅介護支援事業所への委託が発生する。

【委 員】 虐待に関して、施設利用者については日々観察し、疑わしい場合は市に相談している。対応が早急で有難い。ただ複雑なケースが多く、判断が難しいと感じる。

ほか、「みんなで笑おう元気アップ教室」について、令和5年度中に未開催の町内・集落への周知を行うことで開催につながった件数を教えていただきたい。

【事務局】 市報や回覧にて周知を行った。各地区の新規開催町内・集落数は、村上地区4箇所、荒川地区2箇所、神林地区0箇所、朝日地区2～3箇所、山北地区1箇所。

【委 員】 独居高齢者や高齢者のみの世帯において、周囲に協力者がおらずケアマネージャーが動かざるを得ないケースが増えていると感じる。地域において困ったときに援助してくれるような制度を来年度検討いただきたい。

【事務局】 地域課題は様々あると思うが、生活支援協議体メンバーの一員として、ケアマネージャーならではの視点で支援の方法を考え、協議体の中で検討していただきたい。

【委 員】 各支所の様々な取り組みに関して、周知が足りないと感じる。アピールすることで別のサービス等につながる可能性もあるのでは。

【事務局】 困りごとを抱えている人は直接支援を求めることができない場合が多いため、代わりに声を上げていただきたい。また、周知の方法をさらに検討していきたい。

【委 員】 病院にも認知症に関する相談が多くある。周囲が対応に困ったうえでの相談だと思うが、そうなる前の対策として、認知症でも自宅で生活できるよう、地域での見守りや支え合いができるとよいと考えるがどうか。

【事務局】 認知症に対する正しい理解が広がっていないことが大きな課題の一つである。より一層周知に力を入れる。

【委 員】 かみはやしささえ〜る隊は様々な活動実績があり、取り組みが進んでいると感じる。村上地区は周知が必要。まちづくり協議会との連携も一案と考えるがどうか。

【事務局】 まちづくり協議会の活動は多岐にわたっており、地区により重点箇所が様々である。また、事務局職員の互近所ささえ〜る隊の活動に対する理解不足もある。

先日意見交換会を開催したが、次年度も同様に取り組み、住民主体であるまちづくり協議会と連携を深めたい。それが周知にもつながると考えている。

【委 員】 ⑦に関して、令和5年度実績の「地域の見守り体制」とはどのようなものか。

【事務局】 民生委員の日々の訪問活動はもとより、町内での見守り組織の結成、家族や病院・施設関係者ではない近隣住民からの相談件数の増があり、実績とした。

【委 員】 高齢者の集会（地域の茶の間等）において、認知症の周知等をしてはどうか。

【事務局】 老人クラブからは認知症サポーター養成講座の申込が度々ある。小規模での周知は効果的。そのほか周知の機会があれば、情報提供していただけると有難い。

（2）地域包括支援センターの運営規程の改定について（資料2）

※以下条文の追加

- ・第10条虐待防止のための措置に関する事項
- ・第11条業務継続計画の策定等

3 その他

- ・介護予防事業及び生活支援体制整備事業委託料に係る消費税の誤払いについて
【介護高齢課長より報告】

4 閉会 【副会長】